

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年8月28日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 小野 周一

記

1. 監査対象 成人福祉課の令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和5年6月20日から令和5年7月7日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
生活保護費返還金及び生活保護費徴収金について、債権管理が適切に行われておらず、時効が完成しているにも関わらず不納欠損処理が行われていなかった。法令に基づく適切な債権管理が必要である。	生活保護費返還金及び生活保護費徴収金における債権管理において、法令に基づき適切に運用する体制を整えました。